## 三重県就労準備支援事業実施要綱

#### 1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、 複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱え ている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に規定する被保護者(以下 「被保護者」という。)及び被保護者を除く生活困窮者に対して、社会福祉法人 等の協力を得て、ボランティア活動の場を提供し、一般就労に向けた準備とし ての基礎能力の形成を図ることを目的とする。

# 2 事業対象者

本事業の対象者は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 被保護者の場合

以下のすべての要件を満たす者を対象とする。

- ア 北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉 事務所(以下「保護の実施機関」という。)において保護を受給して いる者。
- イ 本事業による支援を受けることにより一般就労に就くことが可能と 見込まれるが、複合的な課題を抱え、生活習慣の改善や、コミュニケ ーション能力の形成などが必要で、ハローワークにおける職業紹介、 職業訓練等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難と保護の実施 機関が判断する者(ただし、高校在学、傷病、障がい等のために就労 が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者とする。)。
- ウ ボランティア活動を行うにあたり、健康上問題がないと医師等が判 断した者。
- エ 事業受託者との事前協議において受入可能と判断された者。
- オ 本事業に参加することに同意している者。
- (2) 被保護者を除く生活困窮者の場合
  - 以下の各号の要件をすべて満たす者を対象とする。
  - ア 次のいずれにも該当する者であって、かつ、就労準備支援事業の利 用を申請した日において65歳未満の者であること。
    - (ア)申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度(申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額

(以下「基準額」という。)及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号(生活保護法による保護の基準を定める等の件)による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

- (イ)申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。
- イ 前号に該当する者に準ずる者として県が当該事業による支援が必要 と認める者であること。
- ウ 本事業による支援を受けることにより一般就労に就くことが可能と 見込まれるが、複合的な課題を抱え、生活習慣の改善や、コミュニケ ーション能力の形成などが必要で、ハローワークにおける職業紹介、 職業訓練等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難と自立相談支 援機関が判断し、福祉事務所長による本事業の支援決定を受けた者。
- エ 事業受託者との事前協議において受入可能と判断された者。
- オ 本事業に参加することに同意している者。

## 3 本事業の定員

本事業の定員は、福祉事務所ごとに、被保護者と被保護者を除く生活困窮者 を併せ15名以内とする。ただし、予算の範囲内とする。

#### 4 事業内容

保護の実施機関、自立相談支援機関、事業受託者とは、事業の実施について、 十分な連携を図り、対象者の一般就労に向けた基礎能力の形成が図れるよう、 対象者に適合したボランティア活動の場を提供する。

また、本事業による支援によって一般就労に向けた準備が一定程度整ったと 判断される対象者については、被保護者については保護の実施機関に設置する 就労支援員、生活困窮者については自立相談支援機関につなぎ、必要な支援を 実施する。

#### 5 支援期間

本事業における対象者1名に対する支援期間は、2か月以内とする。ただし、 福祉事務所と事業受託者が協議の上、必要と判断した場合は、支援期間を更新 することができる。この場合においても、支援期間は1年を超えない期間で行 うものとする。

### 6 職員の配置

本事業における担当者(以下「就労準備支援担当者」という。)は、保護の 実施機関の生活保護担当課長とする。

# 7 委託費

委託費は、対象者1人当たり日額2,500円、月額20,000円を上限とする。ただし、委託費のなかに対象者のボランティア保険加入料金を含むものとする。

## 8 事業実施上の留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、被保護者の場合は、自立支援プログラムに位置づけて実施すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、「就労準備支援事業の手引き」(平成27 年3月6日付社援発第0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通 知)を参照する。
- (3) 就労準備支援担当者は、対象者及びその家族に関する個人情報の保護 に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 また、事業受託者に対しても個人情報保護に関して周知するものとする。
- (4) 実施要領の作成

具体的な手続きは、別途運営要領で定める。

#### 附則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。